



鳥取県公報

平成16年6月30日(水)
号外第103号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示 鳥取県港湾管理条例による制限区域の指定(488)(空港港湾課)..... 1

告 示

鳥取県告示第488号

鳥取県港湾管理条例(昭和35年鳥取県条例第6号)第2条の2第1項に規定する制限区域を次のとおり指定し、平成16年7月1日から施行する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部空港港湾課及び鳥取港湾事務所に備え置いて公衆の縦覧に供する。

平成16年6月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 水域

次の の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及び の地点と の地点を結んだ直線により囲まれた区域

の地点 鳥取市賀露町西四丁目地先鳥取港灯台(北緯35度32分34秒東経134度11分2秒)から123度12分35秒359.95メートルの地点

の地点 の地点から267度11分3秒50.00メートルの地点

の地点 の地点から357度11分3秒185.00メートルの地点

の地点 の地点から87度11分3秒50.00メートルの地点

2 陸域

次の (1-1) の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及び の地点と (1-1) の地点を結んだ直線により囲まれた区域

(1-1) の地点 の地点から357度11分3秒58.73メートルの地点

(2-1) の地点 (1-1) の地点から357度11分3秒150.74メートルの地点

(3-1) の地点 (2-1) の地点から74度30分54秒21.82メートルの地点

(4-1) の地点 (3-1) の地点から177度7分20秒32.15メートルの地点

の地点 (4-1) の地点から87度12分9秒60.67メートルの地点

の地点 の地点から176度12分42秒11.08メートルの地点

の地点 の地点から128度46分54秒16.67メートルの地点

の地点 の地点から170度56分41秒154.24メートルの地点

の地点 の地点から221度22分47秒18.38メートルの地点

の地点 の地点から271度57分38秒44.07メートルの地点

の地点	の地点から356度25分9秒13.48メートルの地点
の地点	の地点から267度13分9秒14.06メートルの地点
の地点	の地点から357度12分55秒48.12メートルの地点